

諮問番号：令和3年度諮問第5号

答申番号：令和3年度答申第11号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

##### (1) 審査請求の趣旨

名古屋市〇〇区長（以下「処分庁」という。）が令和〇年〇月〇日付けで審査請求人に対して行った次の各処分（以下「本件各処分」という。）の取消しを求める。

ア 審査請求人が令和〇年〇月〇日付けで行った戸籍の附票の写しの交付請求（以下「本件請求1」という。）に対する不交付決定（以下「本件処分1」という。）

イ 審査請求人が令和〇年〇月〇日付けで行った戸籍の附票の写しの交付請求（以下「本件請求2」という。）に対する不交付決定（以下「本件処分2」という。）

##### (2) 審査請求の理由

ア 本件処分1は、「当該戸籍の附票の写しには、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置における支援対象者の住所が含まれており、本交付請求は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第20条第5項で準用する第12条第6項に該当するため」として、また、本件処分2は、「当該戸籍の附票の写しには、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置における支援対象者の住所が含まれており、本交付請求は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第20条第3項各号に掲げる者からの請求に該当しないため」として、処分庁はいずれも不

交付決定を行っているが、これらの理由はいずれも誤っている。

イ 本件各処分に係る戸籍の附票には、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置（以下「支援措置」という。）における支援対象者の住所は含まれていない。

すなわち、審査請求人が行った戸籍の附票の写しの交付請求の依頼者（以下「本件依頼者」という。）は、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等（以下「DV等」という。）の加害者ではない。仮に、本件依頼者の元妻が、支援措置の申請を行っていたとすれば、それは、本件依頼者が子どもとの面会交流を求めようとすることを阻止するために、本件依頼者のDV等をねつ造して行った違法な申請である。かかる違法な申請に基づいて支援措置の決定がなされていたとするならば、当該支援措置の決定は違法無効であり、支援対象者は存在しない。

ウ 本件請求1は、DV等の加害者ではない本件依頼者が子どもとの面会交流を求める調停申立のために行ったものであり、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第20条第5項で準用する法第12条第6項にいう「不当な目的による」ものではない。

エ 本件請求2は、本件請求2に係る対象者（以下「本件対象者2」という。）が〇〇〇家庭裁判所から、本件依頼者に対して子どもと面会交流をさせるよう命じられたにもかかわらずそれを無視していることについて、DV等の加害者ではない本件依頼者が本件対象者2に対して損害賠償請求をするために行ったものであり、法第20条第3項第1号に該当する。

オ 「住民基本台帳事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）の定める手続では、支援措置の申出者が虚偽の申出を行っても、加害者とされる者には何の弁明の機会もなく、虚偽の申出に従った支援措置が行われてしまい、その結果、加害者は加害の事実もないのに「加害者」と呼ばれ、申出者の住所の探索ができなくなるという不利益を受けることから、事務処理要領は、適正手続の保障を定めた憲法第31

条の趣旨に反し、無効である。

## 2 審査庁の主張

### (1) 裁決についての考え方

本件審査請求を棄却すべきである。

### (2) 理由

下記第3の審理員意見書の要旨のとおりである。

## 第3 審理員意見書の要旨

### 1 本件に係る法令等の規定について

#### (1) 法の規定

ア 法第20条第1項によると、戸籍の附票に記録されている者（当該戸籍の附票から除かれた者を含む。）又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、これらの者が記録されている戸籍の附票の写しの交付を請求することができる」とされている。ただし、法第20条第5項の規定により準用する法第12条第6項の規定によれば、法第20条第1項の規定による請求が、不当な目的によることが明らかとなるときは、これを拒むことができるとされている。

イ 法第20条第3項によると、市町村長は、同条第1項及び第2項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、次に掲げる者から、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる」とされている。

(ア) 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者

(イ) 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

(ウ) 前2号に掲げる者のほか、戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由がある者

ウ 法第20条第4項によると、市町村長は、同条第1項から第3項までの規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、弁護士等の特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者

が上記イ(ア) から(ウ) までの掲げる者に該当することを理由として、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の写しを交付することができることとされている。

エ 法第12条の3第1項によると、市町村長は、法第12条及び第12条の2の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項のみが表示されたもの等が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し等を交付することができることとされている。

(ア) 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者

(イ) 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

(ウ) 前2号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者

## (2) 事務処理要領の規定

ア 事務処理要領第5-10-ア- (ア)によると、市町村長は、その作成する戸籍の附票に記載されている者で、次に掲げる者から、事務処理要領第5-10-コに掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付けるとされている。

(ア) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの

(イ) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第6条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあるもの

(ウ) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの

(エ) その他(ア) から(ウ) までに掲げるものに準ずるもの

イ また、支援措置の必要性の確認については、事務処理要領第5-10-1-1-1(ア)によると、当初受付市町村長（最初に支援措置の実施を求める旨の申出を受けた市町村長を指す。以下同じ。）は、申出者が事務処理要領第5-10-1-1-1(ア)に掲げる者に該当し、かつ、加害者が、当該申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等（以下「警察等」という。）の意見を聴取すること等により確認することとされている。

ウ なお、事務処理要領第5-10-1-1-2によると、事務処理要領第5-10-1-1-1において支援の必要性があることを確認した当初受付市町村長は、申出者が他の市町村に対し、併せて支援措置を実施することを求める場合には、事務処理要領第5-10-1-1-1(ウ)に基づき、当該申出について併せて記載された申出書の写しを、当該他の市町村長に対して転送することとされており、事務処理要領第5-10-1-1-3によると、転送を受けた他の市町村長は、当初受付市町村長を経由して申出がなされたものとして、事務処理要領第5-10-1-1-1の例により、支援の必要性を確認することとされている。ただし、この場合、当該他の市町村長においては、原則として、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該他の市町村長における支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えないとされている。

エ また、事務処理要領第5-10-1-1-4(イ)-(A)によると、戸籍の附票の写しの交付について、加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合は、不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第12条の3第1項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否することとされている。

### (3) 第58号通知の規定

「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する取扱いについて」（平成30年3月28日付け総行住第58

号総務省自治行政局住民制度課長通知。以下「第58号通知」という。)によると、支援措置に関し、法第12条の3第1項の規定により、特定事務受任者から加害者の代理人として住民票の写し等の交付の申出があった場合、又は、同条第2項の規定により、受任している事件又は事務の依頼者が加害者である特定事務受任者から住民票の写し等の交付の申出があった場合、加害者本人から当該申出があったものと同視し、事務処理要領第5-10-コ-(イ)-(A)により対応することとされている。

2 本件各処分が上記1に基づき適正に実施されていたかについて

(1) 本件支援措置について

本件請求1に係る対象者(以下「本件対象者1」という。)及び本件対象者2に係る支援措置(以下「本件支援措置」という。)について、審理員の調査によると、令和○年○月○日、名古屋市○○区長は、当初受付市町村長より、本件対象者1及び本件対象者2の支援措置の実施を求める申出の転送を受けて本件支援措置の決定に至っている。本件支援措置について、審査請求人は、本件依頼者はDV等の加害者ではなく、仮に本件依頼者の元妻が支援措置の申請を行っていたとすれば、それは本件依頼者のDV等をねつ造して行った違法な申請であり、それに基づいて行われた本件支援措置の決定は違法無効であるため、支援対象者は存在しないと主張するが、事務処理要領第5-10-オによると、転送を受けた市町村においては、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって支援の必要性があることとして差し支えないものとされていることから、名古屋市○○区が事務処理要領に基づき支援措置の決定をしたことに違法性は認められない。

(2) 本件処分1について

本件請求1は、特定事務受任者である審査請求人が本件依頼者から受任して、本件依頼者の直系卑属を含む本件対象者1に係る戸籍の附票の写しの交付請求を行ったものである。第58号通知によると、支援措置に関し、法第12条の3第2項の規定により、受任している事件又は事務の依頼者が加害者である特定事務受任者から住民票の写し等の交付の申出があった場合、加害者本人から当該申出があったものと同視し、事務処

理要領第5-10-コー(イ)-(A)により対応することとされている。この点、法第12条の3第2項は、住民票の写し又は住民票記載事項証明書<sub>の</sub>交付に係る規定ではあるが、事務処理要領第5-10-コー(イ)-(A)は住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付の請求又は申出に係る支援措置について記載したものであり、第58号通知の趣旨からすると、法第20条第4項の規定による戸籍の附票の写しの交付の申出の際も、第58号通知を準用することは相当と考えられる。

本件請求1について当てはめると、本件支援措置の加害者である本件依頼者から、法第20条第1項で規定する直系卑属を含んだ本件対象者1に係る戸籍の附票の写しの交付請求があったものと同視でき、同条第5項によると、同条第1項の請求については法第12条第6項の規定が準用されることとなっている。そして、事務処理要領第5-10-コー(イ)-(A)によると、戸籍の附票の写しの交付について、加害者から請求又は申出がなされた場合は、不当な目的があるものとして請求を拒否することとされていることから、法第20条第5項で準用する法第12条第6項に該当するとして本件対象者1に係る戸籍の附票の写しを不交付とした本件処分1に、違法性は認められない。

### (3) 本件処分2について

本件請求2は、特定事務受任者である審査請求人が本件依頼者から受任して、本件依頼者からみて第三者の戸籍の附票の写しの交付請求を行ったものである。この場合も、第58号通知を準用することが相当と考えられる。

本件請求2について当てはめると、本件支援措置の加害者である本件依頼者から第三者に係る戸籍の附票の写しの交付について申出があったと同視でき、法第20条第3項各号に掲げる者に該当するかどうか争点となるが、事務処理要領第5-10-コー(イ)-(A)によると、戸籍の附票の写しの交付について、加害者から請求又は申出がなされた場合は、法第12条の3第1項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否することとされており、同項各号に掲げる者は法第20条第3項各号に掲げる者と同様であることから、同項各号に掲げる者に該当しないとして

本件対象者2に係る戸籍の附票の写しを不交付とした本件処分2に違法性は認められない。

- 3 上記以外の違法性又は不当性についての検討について  
その他本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 争点

本件審査請求の争点は、審査請求人に対して戸籍の附票の写しを不交付とした本件各処分が違法又は不当といえるか否かである。

##### 2 本件各処分に係る定め

- (1) 法第20条第3項によると、市町村長は、次に掲げる者から、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の写しを交付することができるものとされている。

ア 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者

イ 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

ウ 前2号に掲げる者のほか、戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由がある者

- (2) 法第20条第4項によると、市町村長は、弁護士等の特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が上記(1)アからウまでに掲げる者に該当することを理由として、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の写しを交付することができるものとされている。

- (3) 事務処理要領第5-10によると、市町村長は、DV等の加害者が、戸籍の附票の写しの交付等の制度を不当に利用して被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、法第20条等の規定に基づき、支援措置を講ずるものとされている。

そして、加害者が判明しており、加害者から戸籍の附票の写し等の交付請求又は申出がなされた場合は、不当な目的があるものとして当該請

求を拒否し、又は法第12条の3第1項各号に掲げる者に該当しないとして当該申出を拒否するものとされている。

また、支援措置の必要性については、当初受付市町村長は、申出者がDV等の被害者に該当し、かつ、加害者が、当該申出者の住所を探索する目的で、戸籍の附票の写しの交付等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察等の意見を聴取すること等により確認することとされている。

さらに、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認した場合は、当初受付市町村長から申出書の写しの転送を受けた他の市町村長は、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該他の市町村長における支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えないものとされている。

そして、申出者が、その同一の住所を有する者について、併せて支援措置を実施することを求めている場合についても、同様に取り扱うものとされている。

- (4) 第58号通知によると、支援措置に関し、法第12条の3第1項の規定により特定事務受任者から加害者の代理人として住民票の写し等の交付の申出があった場合又は同条第2項の規定により受任している事件又は事務の依頼者が加害者である特定事務受任者から住民票の写し等の交付の申出があった場合は、加害者本人から当該申出があったものと同視し、事務処理要領第5-10-コー(イ)-(A)により対応することとされている。

### 3 本件への当てはめ

#### (1) 本件支援措置について

上記2(3)のとおり、事務処理要領第5-10によると、当初受付市町村長は、支援の必要性の確認として、支援措置の申出者がDV等の被害者に該当し、かつ「加害者」とされる者が当該申出者の住所を探索する目的で住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察等の意見を聴いて確認することとされている。

そして、その確認の結果、請求者が「加害者」であるという意見であ

った場合は、当該請求者からの申出に対しては、法第12条の3第1項各号に掲げる者に該当しない等として拒否することとなる。

この点、本件において警察等は、本件支援措置の申出者及び併せて支援を求める申出がなされた者である本件対象者1及び本件対象者2について、「配偶者暴力防止法に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある」こと及び「併せて支援を求める者について、申出者を保護するために支援の必要性がある」ことを認定していることが認められる。

よって、本件支援措置は違法又は不当であるとは認められない。

## (2) 本件各処分について

上記2(3)及び(4)のとおり、事務処理要領第5-10及び第58号通知によると、法第12条の3第1項の規定により特定事務受任者から「加害者」とされた者の代理人として住民票の写し等の交付の申出があった場合又は同条第2項の規定により受任している事件又は事務の依頼者が「加害者」とされた者である特定事務受任者から住民票の写し等の交付の申出があった場合は、「加害者」とされた者本人から当該申出があったものと同視し、同条第1項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否することとなる。

この点、第58号通知は、住民票の写し等の交付について規定した法第12条の3の規定による申出に係る取扱いを定めるものであるが、事務処理要領第5-10-コー(イ)-(A)は戸籍の附票の写しの交付の申出についても対象としていること、同条第1項各号と法第20条第3項各号とでは、同様の者が掲げられていること、第58号通知の趣旨を踏まえると、戸籍の附票の写しの交付の申出についても、住民票の写し等の交付の申出と同様に取り扱うことが相当と認められる。

これを本件について当てはめると、本件請求1及び本件請求2は、特定事務受任者である審査請求人が、本件支援措置の「加害者」とされた本件依頼者から受任して、本件依頼者が法第20条第3項第1号に規定する「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票

の記載事項を確認する必要がある者」に該当することを理由として、同条第4項の規定により戸籍の附票の写しの交付の申出を行ったものであり、「加害者」とされた者本人から申出があったものと同視し、事務処理要領第5-10-コ-（イ）-（A）により、当該申出を拒否することとなる。

よって、審査請求人に対して戸籍の附票の写しを不交付とした本件各処分は違法又は不当であるとは認められない。

また、審査請求人は種々の主張を行っているが、処分についての違法性及び不当性の判断は、処分時を基準とすることなどを踏まえると、それらの内容は本件各処分の適否に影響を与えるものではない。

#### 4 結論

以上のことから、当審査会は、本件審査請求を棄却すべきであると判断する。

#### 5 付言

現在の支援措置制度における「加害者」とされた者については、現行法上、支援措置の決定自体や当該支援措置の前提となった事実関係自体について争うことができるとする明示的な規定は存在しない。

しかし、「加害者」とされた者の利益保護の観点も考慮すると、DV等の被害者の安全も確保しながら、「加害者」とされた者の救済にも配慮した制度設計とすることが望ましいと考える。

また、「加害者」とされた者の手続保障を図るためにも、一旦開始された支援措置がどのような場合に解除されるのかについて、明確にされるべきことを望むものである。

### 第5 調査審議の経過

令和3年7月12日	諮問の受付
同年10月28日	第1回審議
同年11月16日	第2回審議
同年12月9日	第3回審議
令和4年1月13日	第4回審議

## 参照条文等の抜粋

### 行政不服審査法

第 81 条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

### 大阪市行政不服審査法施行条例

(審査会の会長)

第 8 条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の部会)

第 9 条 審査会は、その指名する委員 3 人以上をもって構成する部会に、法第 81 条第 1 項に規定する事項を処理させることができる。

2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第 10 条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査審議手続の非公開)

第 12 条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

### 大阪市行政不服審査会運営要領

(ウェブ会議の方法による会議の開催等)

第 24 条の 2 会長が必要と認めるときは、審査会の会議をウェブ会議の方法(インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。)により開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、審査会の委員は、会長の承認を得て、ウェブ会議の方法で審査会の会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって審査会の会議に出席したものとみなすものとする。

3 ウェブ会議の方法で会議を行うにあたっては、会長は、審議開始前に、ウェブ会議の方法により参加する全委員について本人確認と委員の間で相互に映像及び音声の送受信ができていないか確認するものとする。

4 前 3 項の規定は、部会の会議の開催において準用し、これらの規定中「審査会」とあるのは「部会」

と、「会長」とあるのは「部会長」と読替えるものとする。

(会議の公開)

第 24 条の 3 審査会の会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行う。ただし、前条第 1 項の規定によりウェブ会議の方法により行う会議の公開は、指定した場所（以下「視聴場所」という。）においてインターネットを通じて会議を視聴することを認めることにより行う。

## 大阪市行政不服審査会傍聴要領

### 1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開始予定時刻までに、受付において審査会の会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

### 2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) 危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他の会議の妨げとなると認められる器物を持ち込まないこと
- (2) 発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等の着用、プラカード、旗、のぼり等の掲出その他の示威的行為をしないこと
- (4) 携帯電話などの受信音、操作音等を出さないこと
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと
- (6) その他、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

### 3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、審査会の会長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記 2 の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。